第10回定例会

令和4年12月2日開会令和4年12月16日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

—— 目 次 ——

◎第10回定例会

○12月2日	(第1号)	
日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第78号から議案第97号までの20議案及び報告1件一括上程	4
○12月7日	(第2号)	
日程第1	会期日程の変更について	1 2
日程第2	総括質疑	13
日程第3	常任委員会付託	13
○12月16日	(第3号)	
日程第1	常任委員長報告	16
日程第2	質疑(議案第78号から第97号)	2 1
日程第3	討論・採決 (議案第78号から第97号)	2 1
日程第4	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	2 8
日程第5	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	2 9
日程第6	閉会中における議会運営委員会の活動について	2 9
日程第7	閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活	
	動について	2 9
日程第8	議員派遣の件について	3 (

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件	名	結	果	年月日
令和4年 第10回定例会 (12月)	議案第78号	三股町原油・原材料	斗高対策基金条例	原可	案決	12月16日
JJ	議案第79号	一般職の職員の給 ¹ 部を改正する条例	写に関する条例の―	原可	案決	12月16日
II.	議案第80号		する条例及び議会議 費用弁償等に関する でる条例	原可	案決	12月16日
JJ	議案第81号	職員の定年等に関す 正する条例	する条例の一部を改	原可	案決	12月16日
"	議案第82号		部を改正する法律の 列の整備に関する条	原可	案決	12月16日
II	議案第83号	職員の再任用に関う条例	する条例を廃止する	原可	案決	12月16日
JJ	議案第84号	三股町個人情報保証	雙法施行条例	原可	案決	12月16日
II	議案第85号	三股町個人情報保護	護審査会設置条例	原可	案決	12月16日
II.	議案第86号	三股町使用料及び事部を改正する条例	手数料徴収条例の一	原可	案決	12月16日
JJ	議案第87号	令和4年度三股町 (第8号)	一般会計補正予算	原可	案決	12月16日
"	議案第88号	令和4年度三股町 計補正予算(第4号	国民健康保険特別会	原 可	案決	12月16日
"	議案第89号	令和4年度三股町役 特別会計補正予算	後期高齢者医療保険 (第2号)	原可	案決	12月16日
"	議案第90号	令和4年度三股町分 正予算(第3号)	个護保険特別会計補	原可	案決	12月16日
11	議案第91号	令和4年度三股町村 水事業特別会計補工	尾山地区農業集落排 E予算(第2号)	原可	案決	12月16日

				1
付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年 第10回定例会 (12月)	議案第92号	令和4年度三股町宮村南部地区農業集 落排水事業特別会計補正予算(第 3号)	原案可決	12月16日
II.	議案第93号	令和4年度三股町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号)	原案可決	12月16日
II.	議案第94号	令和4年度三股町水道事業会計補正予 算(第1号)	原案可決	12月16日
II.	議案第95号	町道路線の廃止について	原案可決	12月16日
II.	議案第96号	町道路線の認定について	原案可決	12月16日
II.	議案第97号	第2期三股町子ども・子育て支援事業 計画、第2期三股町次世代育成支援行 動計画(後期計画)の中間見直しにつ いて	原案可決	12月16日
JJ	報告第12号	教育に関する事務事業における管理執 行状況の点検と評価にかかる報告につ いて		

一 般 質 問

※今回の一般質問は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、質問及び回答を文書で行う方式で行いました。

発 言順 位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手							
1 田中	田中 光子	1 出産・子育て応援交 付金事業について	① 妊娠時から出産・子育てまで の三股町の支援は? ② 寄り添い型の支援「伴走型相 談支援」を実施できないか?	町長							
		2 学校給食について	① 小学校給食費の支援をできないか?② 中学校の給食費無償化の理由は?③ 給食センターの民営化はできないのでしょうか?	教育長							
			3 公共施設について	① 住民の利便性を向上させるために、施設利用料の振り込みはできないか? ② 「アスリートタウン三股」で快適に施設が利用できるよう、夜間照明設置はできないか? ③ 公共施設の男性トイレの個室にサニタリーボックス(汚物入れ)の設置はできないか?	町 長教育長						
		1 空家対策について	① 固定資産税の滞納等は発生していないのか。もし発生していれば、滞納者への取り組みについて伺いたい。	町 長							
2 中原	中原 美穂	,,	中原 美穂	中原 美穂	中原 美穂	中原 美穂	中原 美穂	中原 美穂	2 ごみ減量・資源化、 ごみ処理問題について	① 公民館に入っていない方のごみ問題は。 ② ごみ減量・資源化指針の見直しと今後の循環型の実現を目指すうえでの本町の方針と取組を伺いたい。	町 長
3			① 本町における、不審者情報の 件数と推移は。	町長							
	岩津 良	1 安心・安全のまちづくりについて	② 不審者が発生した場合での、 学校関係者及び保護者への対応 や周知方法は。	教育長							
					③ 通学路等への防犯カメラ設置は設置・検討できないか。	町 長 教育長					

			① 小学生の第二子、第三子の給	1	
		1 小中学校の給食費無償化について	食費を、無償化ないし半額にする等の施策を講じる必要があると考える。町長の考えは。	町 長 教育長	
4	上西 雅子	2 三股町障がい者自立 支援協議会について	① どのような目的で、どの頻度で開催され、現在どのような事が話し合われているか。 ② 町内の障がいを持つ人たちのニーズや課題を把握しているのか。 ③ 障がいを持つ人たちにとって必要な社会資源の創出等の役割りを果たしているのか。 ④ 障がい者だけでなく、多様化したニーズに対応しているが、多様化したニーズに対応していき難等を、三股町社会福祉協議会に委託しているが、適正に機能しているかの評価等、事業主としての意見は。	町 長	
		3 健康マイレージにつ いて	① 健康マイレージ事業は、町民の健康づくりの為にとても良い取り組みだと思うが、令和3年度で400万円を使って100人余程の利用人数という状況をどう思われるか。 ② この事業を行っての効果、評価、来年度以降の数値目標は。 ③ 今後民間委託にする考えはないか。	町長	
			1 水道施設について	① 水道施設事業について伺う (1) 水道施設の災害対策は (2) 水源(取水井)の選定方法 は (3) 水源(深井戸×11井)は どこか	町 長
5	内村 立吉	2 畜産について	① 優良家畜導入事業について伺う (1) 郡品出品牛導入の内容は (2) 供卵牛導入及び供卵牛産子 導入の内容は (3) 高齢者優良牛導入の内容は (4) 優良牛増頭導入の内容は (4) 優良牛増頭導入の内容は ② 全国和牛能力共進会枝肉セリ 結果は ③ 宮崎県肉畜共進会枝肉セリ結 果は	町 長	

三股町告示第81号

令和4年第10回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月28日

生

			三股町長	木佐貫	辰
1 期 日 令和4年12	月 2 日				
2 場 所 三股町議会詞	義場				
				_	
○開会日に応招した議員					
岩津	良君	中原	美穂君		
上西	雅子君	西村	尚彦君		
田中	光子君	堀内	和義君		
新坂	哲雄君	楠原	更三君		
堀内	義郎君	内村	立吉君		
指宿	秋廣君	山中	則夫君		
○12月7日に応招した議員					
				_	
○12月16日に応招した議員					
○応招しなかった議員					

令和4年 第10回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日) 令和4年12月2日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年12月2日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件について

日程第3 議案第78号から議案第97号までの20議案及び報告1件一括上程

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件について

日程第3 議案第78号から議案第97号までの20議案及び報告1件一括上程

出席議員(12名)

1番	岩津	良君	2番	中原	美穂君
3番	上西	雅子君	4番	西村	尚彦君
5番	田中	光子君	6番	堀内	和義君
7番	新坂	哲雄君	8番	楠原	更三君
9番	堀内	義郎君	10番	内村	立吉君
11番	指宿	秋廣君	12番	山中	則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐莧	長生君	副町長	石崎	敬三君
教育長	米丸	麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾	知之君
企画商工課長	山田	正人君	税務財政課長	黒木	孝幸君
町民保健課長	齊藤	美和君	福祉課長	渡具矢	工 実君
高齢者支援課長	下沖	祐二君	農業振興課長	上原	雅彦君
都市整備課長	井上	政和君	環境水道課長	木下	勝広君
ふるさと納税推進室長	細田	高広君	教育課長	福永	朋宏君
会計課長	島田	美和君			

午前10時00分開会

○議長(指宿 秋廣君) それでは、ただいまから令和4年第10回三股町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(指宿 秋廣君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、上西議員、9番、堀 内義郎議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長(指宿 秋廣君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

[議会運営委員長 内村 立吉君 登壇]

○議会運営委員長(内村 立吉君) おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

去る11月28日、議会運営委員会を開き、本日招集されました令和4年第10回三股町議会 定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期、定例会に付議されました案件は、条例の制定4件、条例の廃止1件、条例の改正4件、 令和4年度補正予算8件、その他3件の計20件、このほか報告1件であります。これら提出議 案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本 日から12月16日までの15日間とすることに決定しました。 日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。 以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長(指宿 秋廣君) お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月16日までの15日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第78号から議案第97号までの20議案及び報告1件一括上程

○議長(指宿 秋廣君) 日程第3、議案第78号から議案第97号までの20議案及び報告 12号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 木佐貫 辰生君 登壇]

〇町長(木佐貫 辰生君) おはようございます。令和4年第10回三股町議会定例会に上程いた しました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第78号「三股町原油・原材料高対策基金条例」についてご説明申し上げます。

本案は、原油・原材料価格対策として実施する特別貸付事業の利子補給補助における後年度負担額の財源確保を図るため、基金を設置するものであります。

次に、議案第79号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第80号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案第79号は、令和4年人事院勧告のあった若い世代の月例給の引上げとボーナス引上げについて、月例給は、20歳代半ばから30歳代半ばまでの職員が在職する職務の級号給表の号俸を改定し、ボーナスは、令和4年12月1日を基準日として、勤勉手当を0.10月分引き上げ、来年以降の手当調整のために条例の一部を改正するものであります。

また、議案第80号においては、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律に準じて期末手当を0.10月分引き上げ、来年以降の手当調整のために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第81号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第82号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び議案第83号 「職員の再任用に関する条例を廃止する条例」については関連がありますので、一括してご説明 申し上げます。

3つの議案は、令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳までに引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るための諸制度が設けられたことを受けて地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年6月11日公布)により地方公務員も同様に定年65歳まで段階的に引き上げるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制など諸制度の導入を図るため、関係する条例の一部改正または廃止を行うものであります。

次に、議案第84号「三股町個人情報保護法施行条例」、議案第85号「三股町個人情報保護審査会設置条例」及び議案第86号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律であります。

現在の個人情報保護制度は、民間事業者、国、独立行政法人、地方自治体ごとに差異がありますが、近年のマイナンバーカードを活用した様々な事業のように、事業推進に連携させることが増えることを背景として個人情報保護制度を統合し、法律において全国的な共通ルールを規定することで社会全体のデジタル化に対応して利用者の利便性を高める一方、情報を扱う実施機関に統一した厳格な管理を目的として令和3年に法改正がなされ、地方自治体には令和5年より順次施行するよう求められているところであります。このことから、法改正に伴う個人情報保護法施行条例を新たに制定するに当たり、関連する条例の新設、条例の一部改正または廃止を行うものであります。

次に、議案第87号「令和4年度三股町一般会計補正予算(第8号)」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告や各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以後に生じた事由に基づく経費及び災害復旧事業費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額126億2,666万7,000円に歳入歳出それぞれ6億3,271万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億5,937万7,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方交付税は、特別交付税2,000万円を増額補正するものであります。

国庫支出金は、施設型給付費負担金2,893万1,000円、現年発生公共土木施設災害復旧

事業負担金5,200万円などを増減額補正するものであります。

県支出金は、現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金2億2,656万円などを増減額補 正するものであります。

寄附金は、ふるさと納税寄附金8,300万円を増額補正するものであります。

繰入金は、ふるさと未来基金繰入金5,116万3,000円、森林環境譲与税基金繰入金550万円などを増額補正するものであります。

町債は、現年発生公共土木施設災害復旧事業 2,590万円、現年発生農地農業用施設災害復旧事業 1 億 3,590万円などを増減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う人件費の増減額補正をするものであります。

総務費は、ふるさと納税推進事業業務委託料ほか4,309万2,000円などを増減額補正するものであります。

民生費は、施設型給付費7,389万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金返還金1,470万円などを増減額補正するものであります。

衛生費は、衛生センターの光熱水費 5 1 5 万 7,000円などを増額補正するものであります。 農業費は、治山事業調査設計委託料ほか440万円などを増額補正するものであります。

商工費は、原油価格・物価高騰中小企業者支援金3,220万3,000円などを減額補正する ものであります。

土木費は、勝岡地区急傾斜地崩壊防止対策工事1,400万円などを増減額補正するものであります。

教育費は、三股小学校南校舎外壁補修工事2,054万2,000円などを減額補正し、学校ICT整備事業学習用タブレットパソコン購入1,230万3,000円、総合文化施設の修繕料683万7,000円などを増額補正するものであります。

災害復旧費は、耕地災害復旧事業ほか3億3,809万9,000円、公園災工事費6,500万円などを増額補正するものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金積立金8,300万円、原油・原材料高対策基金積立金600万円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費については、勝岡地区急傾斜地崩壊防止対策事業ほか2事業を繰り越 すものであります。

次に、第3表地方債補正については、勝岡地区急傾斜地崩壊防止対策事業ほか2事業を追加し、

三股小学校南校舎外壁補修事業ほか1事業についての限度額を変更するものであります。

次に、議案第88号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億7,454万円に歳入歳出それぞれ44万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,498万9,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、総務費及び諸支出金を増額 し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第89号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」に ついてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億524万8,000円に歳入歳出それぞれ74万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億599万6,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出については、総務費を 減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するものであります。

次に、議案第90号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億8,657万7,000円に歳入歳出それぞれ67万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,725万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第91号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,950万1,000円に歳入歳出それぞれ39万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,989万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出につきましては、人件費及び光熱水費を増額補正するものであります。

次に、議案第92号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,253万1,000円に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,297万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出につきましては、光熱水費 を増額補正するものであります。

次に、議案第93号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額8億8,547万8,000円から歳入歳出それぞれ312万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,234万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出につきましては、人件費を 減額補正するものであります。

第2表継続費地方債補正については、し尿汚泥処理棟築造事業について、事業費、年度、年割額を変更するものであります。

次に、議案第94号「令和4年度三股町水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明申 し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額において、水道事業費用の総額3億8,591万円に438万9,000円を追加し、3億9,029万9,000円とするものであります。

内容につきましては、光熱水費、動力費を増額補正するものであります。

次に、議案第95号「町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、三股中央左岸地区県営土地改良事業に伴い町道から農道へ移管する25路線、三股横 断歩道橋の認定漏れに伴い起終点を変更する1路線について、路線の廃止を行うものであります。 次に、議案第96号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、宮之原地区県営土地改良事業の完了に伴い農道から町道に再認定を行う19路線、三股中央左岸地区県営土地改良事業に伴い起終点を変更する6路線、宅地分譲の開発行為に伴う1路線、三股横断歩道橋の認定漏れに伴い起終点を変更する1路線について、路線の認定を行うものであります。

次に、議案第97号「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期三股町次世代育成支援行動計画(後期計画)の中間見直しについて」ご説明申し上げます。

本案は、令和2年3月に策定した第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期三股町次世代育成支援行動計画(後期計画)の中間年に当たり、計画値と実績値とで乖離のあった教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しを行うもので、三股町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、20議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、

ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告第12号「教育に関する事務事業における管理執行状況の点検と評価にかかる報告について」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

〇議長(指宿	秋廣君)	補足説明があれば許します。ないですか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。午前10時31分休憩〔全員協議会〕午前10時32分再開

○議長(指宿 秋廣君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長(指宿 秋廣君) それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時32分散会

令和4年 第10回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日) 令和4年12月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和4年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 会期日程の変更について

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 会期日程の変更について

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

出席議員(9名)

1番 岩津 良君 2番 中原 美穂君

3番 上西 雅子君 5番 田中 光子君

6番 堀内 和義君 7番 新坂 哲雄君

9番 堀内 義郎君 10番 内村 立吉君

12番 山中 則夫君

欠席議員(3名)

4番 西村 尚彦君 8番 楠原 更三君

11番 指宿 秋廣君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君 書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長補佐	高山 真理君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開議

〇副議長(堀内 和義君) おはようございます。開会前ではありますが、指宿議長と楠原議員、 そして西村議員から欠席の届けが出されておりますので報告をいたします。

また、申出により、石崎副町長と米丸教育長の欠席と福永教育課長が欠席するため、代理として高山課長補佐が出席することを許可しております。

ただいまの出席議員は9名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会期日程の変更について

〇副議長(堀内 和義君) 日程第1、会期日程の変更についてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長(内村 立吉君) おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

昨日12月6日、議会運営委員会を開き、令和4年第10回三股町議会定例会の会期日程の変更について協議をいたしました。

議員及び職員に、新型コロナウイルス感染症が多く発生したため、本日以降の会期日程について、慎重に審査いたしました。特に一般質問については、どうにか通常どおりの方法で行えないかなど協議を重ねた結果、本日から9日までに予定していた一般質問を、文書にて質問及び答弁を行うこととし、9日に予定していた総括質疑と委員会付託を本日行い、8日と9日は休会とすることに決定いたしました。その他の日程については、議会初日に決定したとおりであります。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。以上で、当委員会の報告を終わります。

○副議長(堀内 和義君) お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9日までに予定していた一般質問を、文書にて質問及び答弁を行うこととし、9日に予定していた総括質疑と委員会付託を本日行い、8日と9日は休会とすることへ変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(堀内 和義君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第2. 総括質疑

〇副議長(堀内 和義君) 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件に対しての質疑であります。質疑の際は、議案 番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場で行ってください。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(堀内 和義君) 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

_____, , _____, , ______,

日程第3. 常任委員会付託

○副議長(堀内 和義君) 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(堀内 和義君) 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出 くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時05分休憩

			〔全員協議会〕			
			午前10時06分再開			
〇副議長	(堀内	和義君)	休憩前に引き続き、本会議を再開します。			
〇副議長	(堀内	和義君)	それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって			
本日の	会議を間	め会します。				
午前10時06分散会						

令和4年 第10回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和4年12月16日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和4年12月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第78号から第97号)
- 日程第3 討論・採決(議案第78号から第97号)
- 日程第4 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第5 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第6 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第7 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動につい て
- 日程第8 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第78号から第97号)
- 日程第3 討論・採決(議案第78号から第97号)
- 日程第4 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第5 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第6 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第7 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動につい て
- 日程第8 議員派遣の件について

出席議員(12名)

1番	岩津	良君	2番	中原	美穂君
3番	上西	雅子君	4番	西村	尚彦君
5番	田中	光子君	6番	堀内	和義君
7番	新坂	哲雄君	8番	楠原	更三君

 9番 堀内 義郎君

 11番 指宿 秋廣君

10番 内村 立吉君 12番 山中 則夫君

欠席議員 (なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

午前10時00分開議

○議長(指宿 秋廣君) おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議が始まる前に、私の病気等あって一般質問の日程に狂いが出た。この場を借りておわびを 申し上げておきたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

〇議長(指宿 秋廣君) 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いをいたします。総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員長 楠原 更三君 登壇]

○総務産業常任委員長(楠原 更三君) おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を、 三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第78号、79号、80号、81号、82号、83号、84号、85号、86号、91号、92号、93号、94号、95号、96号の計15件です。 以下、案件ごとにその概要を説明し、審査結果を報告いたします。

議案第78号「三股町原油・原材料高対策基金条例」について。

本案は、コロナ禍における原油・原材料価格の高騰により、資金繰りに影響が生じている中小企業の経営安定化及び資金供給の円滑化を図ることを目的として設置され、最長3年間の効力を持つ条令です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、民間給与との格差を是正するための人事院勧告による条例改正に伴うものです。特に、 20代、30代の若い世代に重点を置いた改正となっています。

審査の過程において、給与格差の対象となっている民間給与について質問がありました。これについては、人事院が、全国約1万1,800の事業所を無作為に抽出し調査した上での数字だとの説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法 律に準じて改正されるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第81号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、第82号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、第83号「職員の再任用に関する条例を廃止する条例」は、関連がありますので一括して説明し、報告いたします。

令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳までに引き上げられるとともに、諸制度が整備されたことを受けて、改正、整備または廃止されることになったものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号「三股町個人情報保護法施行条例」、第85号「三股町個人情報保護審査会設置条例」、第86号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は関連がありますので一括して説明し、報告いたします。

これまで個人情報の取扱いについては、全国的に統一されたルールがなく、今後のマイナン バーカードの普及等に伴うデジタル化社会に向けて、全国的な共通ルールを目指した新たな個人 情報保護法が施行されることに伴う条例の設置及び改正です。

審査の過程において、この条例を施行する際の事前の周知において、「今後、個人情報の管理 については、さらに厳しく行う」という文言を入れてほしいとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第91号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、第92号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」、第93号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」、第94号「令和4年度三股町水道事業会計補正予算(第1号)」は関連がありますので一括して説明し、報告いたします。

第91号と第93号は、人事院勧告と電気代高騰による補正、第92号と第94号は、電気代高騰による補正との説明を受けました。コロナ禍や国際情勢等に伴う価格高騰の影響が如実に現れていると実感できる補正となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第95号「町道路線の廃止について」。

本案は、沖水川の中央左岸地区県営土地改良事業等に伴い、今市52号線をはじめとして計26の町道路線を廃止するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第96号「町道路線の認定について」。

本案は、宮ノ原地区県営土地改良事業の終了等に伴い、宮ノ原8号線をはじめとして計27の 町道路線の起点、終点を認定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、当委員会で三股駅及び台風14号による数か所の災害現場視察を行いました。

まず、三股駅では、総務課の案内で、バリアフリー化工事現場の視察を行いました。その際に、何の工事をしているのかについての案内、説明が、駅舎のどこにも表記されていない、町行政の見える化のためにも表記が必要ではないかという指摘がありました。

次に、災害現場では、農業振興課、都市整備課の案内で、福留用水路、山王原細目地区、上米地区公園の現地視察を行いました。当然のことながら、これまで全員協議会において、写真などの資料のみで知る現場と、実際行ってみて知る現場との違いの大きさと、国の支援なしでの復旧の困難さを実感し、一日も早い復旧の必要性を感じました。

以上で、総務産業常任委員会の報告を終わります。

- ○議長(指宿 秋廣君) 次に、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。文教厚生常任委員長。
 〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕
- **○文教厚生常任委員長(西村 尚彦君)** それでは、文教厚生常任委員会に付託されました議案に ついて報告を行います。

付託されました議案は、議案第88号以下4件でございます。

それではまず、議案第88号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」 について報告いたします。

本議案は、既定の予算に44万9,000円を補正するもので、人事院勧告に伴うものと特別 調整交付金償還金に係るものです。

担当課より説明を受け、特別調整交付金の交付金算出基礎表などの質疑応答を行ったところです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第89号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」について報告いたします。

本案は、既定の予算に74万8,000円を補正するもので、人事院勧告に伴うものと保険基盤安定負担金に係るものです。

担当課より説明を受け、保険基盤安定負担金の仕組み等について質疑応答が行われました。 慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第90号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について報告いたします。

本案は、既定の予算に67万4,000円を補正するもので、人事院勧告に係るものと保険給付費に係るものです。

担当課より説明を受けた後、地域包括支援と重層的支援の違いについてなど質疑応答が行われました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第97号「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期三股町次世代 育成支援行動計画(後期計画)の中間見直しについて」、報告いたします。

本案は、それぞれの計画がちょうど中間の年を迎えるに当たり、実績値と量の見込を比較し、 10%以上の乖離がある場合、見直しを行うもので、令和5年度、6年度について人口や需要量、 供給量を推計し見直すものです。

担当課より説明を受けた後、議案とは直接関係ありませんが、現在話題になっております児童 虐待の件や保育士の不足等について質疑応答が行われました。 慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、委員会終了後の午後に、現地視察を行っております。

午後から、ひかりの森こども園、いっぽのひかり、キッズリターンクラブ、Glocal Guest House WAJIMA、樺山購買部の視察を行いました。それぞれの施設の活動内容を、屋敷園長及び関係者等から説明を受けてまいりました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(指宿 秋廣君) 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

[一般会計予算·決算常任委員長 田中 光子君 登壇]

〇一般会計予算・決算常任委員長(田中 光子君) 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果に ついて、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第87号「令和4年度三股町一般会計補正予算(第8号)」でございます。

以下、説明させていただきます。

本案は、歳入歳出予算の総額126億2,666万7,000円に6億3,271万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を132億5,937万7,000円とするものであります。

人事院勧告や各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以後に生じた事由に基づく経費及び災害復旧事業費等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金は、施設型給付費負担金、現年発生公共土木施設災 害復旧事業負担金などを増減額補正するものであります。

県支出金は、現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金などを増減額補正するものであります。

町債は、現年発生公共土木施設災害復旧事業、現年発生農地農業用施設災害復旧事業などを増 減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものとしましては、歳出の各費目にわたる給与費等については、人事 院勧告に伴う人件費の増減額補正するものであります。

商工費は、原油価格・物価高騰中小企業支援金などを増減額補正するものであります。

土木費は、勝岡地区急傾斜地崩壊防止対策工事などを増減額補正するものであります。

災害復旧費は、耕地災害復旧事業ほか、公園災工事費などを増減額補正するものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金積立金、原油・原材料高対策基金積立金を増額補正するものであります。

各課より議案についての説明を受けました。主な質問としましては、ふるさと納税返礼品開拓

について、新規事業が1件、4商品が増えたとの報告を受けました。 慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。 以上で、委員会の報告を終わります。

日程第2. 質疑(議案第78号から第97号)

○議長(指宿 秋廣君) 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の 際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。

常任委員長に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(指宿 秋廣君) ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結しま す。

日程第3. 討論・採決(議案第78号から第97号)

○議長(指宿 秋廣君) 日程第3、討論・採決を行います。

議案第78号「三股町原油・原材料高対策基金条例」を議題として、討論・採決を行います。 これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとお り決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されま した。

議案第79号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討 論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号「職員の再任用に関する条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「三股町個人情報保護法施行条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「三股町個人情報保護審査会設置条例」を議題として、討論・採決を行います。 これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号「令和4年度三股町一般会計補正予算(第8号)」を議題として、討論・採決を 行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第87号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、 原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題として、 討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第88号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第89号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第90号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を 議題として、討論・採決を行います。

まず、討論を行います。これより、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第93号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題として、 討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号「令和4年度三股町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第94号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決 されました。

議案第95号「町道路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第95号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとお

り決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決 されました。

議案第96号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第96号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決 されました。

議案第97号「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画、第2期三股町次世代育成支援行動計画(後期計画)の中間見直しについて」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(指宿 秋廣君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決 されました。

日程第4. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長(指宿 秋廣君) 日程第4、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について を議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会後、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。よって、本定例議会閉会後、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は閉会中も活動できることに決しました。

日程第5. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長(指宿 秋廣君) 日程第5、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題と します。

広報編集常任委員会から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動について申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定いたしました。

日程第6. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○議長(指宿 秋廣君) 日程第6、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等運営に関する事項 及び議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたい と思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、 閉会中における審査及び調査を認めることに決定しました。

<u>日程第7. 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動につ</u> いて

○議長(指宿 秋廣君) 日程第7、閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特

別委員会の活動についてを議題とします。

三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、 本特別委員会が所管する調査等について閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすることについて、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。よって、三股町交流拠点施設整備事業に関する 調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすること に決定しました。

日程第8. 議員派遣の件について

○議長(指宿 秋廣君) 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等に それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今定例議会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要する ものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(指宿 秋廣君) ご異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時43分休憩	
〔全員協議会	<u>`</u> }

午前10時46分再開

○議長(指宿 秋廣君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長(指宿 秋廣君) 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和4年第 10回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

副 議 長 堀内 和義

署名議員 上西 雅子

署名議員 堀内 義郎